

# 1 自治会の役割と組織

## 1-1 自治会の成り立ち

自治会の始まりは戦前の行政の下部組織としての色が濃い「町内会・隣組」にあるといわれていますが、一度解体され、現在の自治会は、同じ地域に住む住民相互による任意の団体として新たに結成されたものです。

名称は様々ですが、地方自治法では、「地縁団体」と呼ばれています。

しかし、その成り立ちや活動内容に関する法律はなく、各自治会の中で組織やルールを決め、運営されています。

そのため自治会は、**行政の指導が及ばない任意団体**です。

## 1-2 自治会の役割

自治会は、自分たちの地域をより住みやすいまちにするため、生活環境の整備や福祉の向上などの地域課題に取り組む組織として、市民生活に直結した重要な役割を担っています。

### ◆ 地域課題の発見と解決の場

ごみ集積所の維持管理、道路や公園の整備、防災、防犯などの地域環境に関する諸問題は、個人や家庭で解決するのは難しく、地域住民が力を合わせなければ解決できません。

これらの問題について、自治会では十分話し合いを行い、利害を調整し、地域全体の共通課題として、ひとつずつ解決していきます。

### ◆ 行政との協働

広報紙の配付などを通じて、行政や各種団体からの情報を伝えます。

また、地域の声を行政に反映するため行政とのパイプ役を担います。

行政と自治会とがそれぞれの役割を認識し、自治会だけでは解決できない課題については、行政と協働で解決していきます。

### ◆ 地域住民の親睦と連帯の場

南海トラフ地震など大規模災害の発生が危惧されている昨今、「遠い親戚より近くの他人」と言われるように、まずはあいさつを交わす関係づくりが必要です。

日頃から、地域のまつりやイベントを通じて付き合いを深めることは、地域内の交流や信頼を育むことにつながります。住民間の連帯と協調を深めるとともに、各種団体と協働し、新たなコミュニティづくりを進めていきます。

## 1-3 自治会の役員

### (1) 心構え

自治会は、会員の年齢層も幅広く、地域のたくさんの人たちで構成されている組織です。その中心となる自治会長や役員の方々には、次のような心構えが必要とされています。

- ① 相手の立場や考え方を尊重する
- ② 他人のプライバシーを守る
- ③ 自分の言動に責任を持つ
- ④ 地域において、自由で和やかな雰囲気をつくる
- ⑤ 幅広く住民が参加できるような工夫をする

### (2) 選出方法

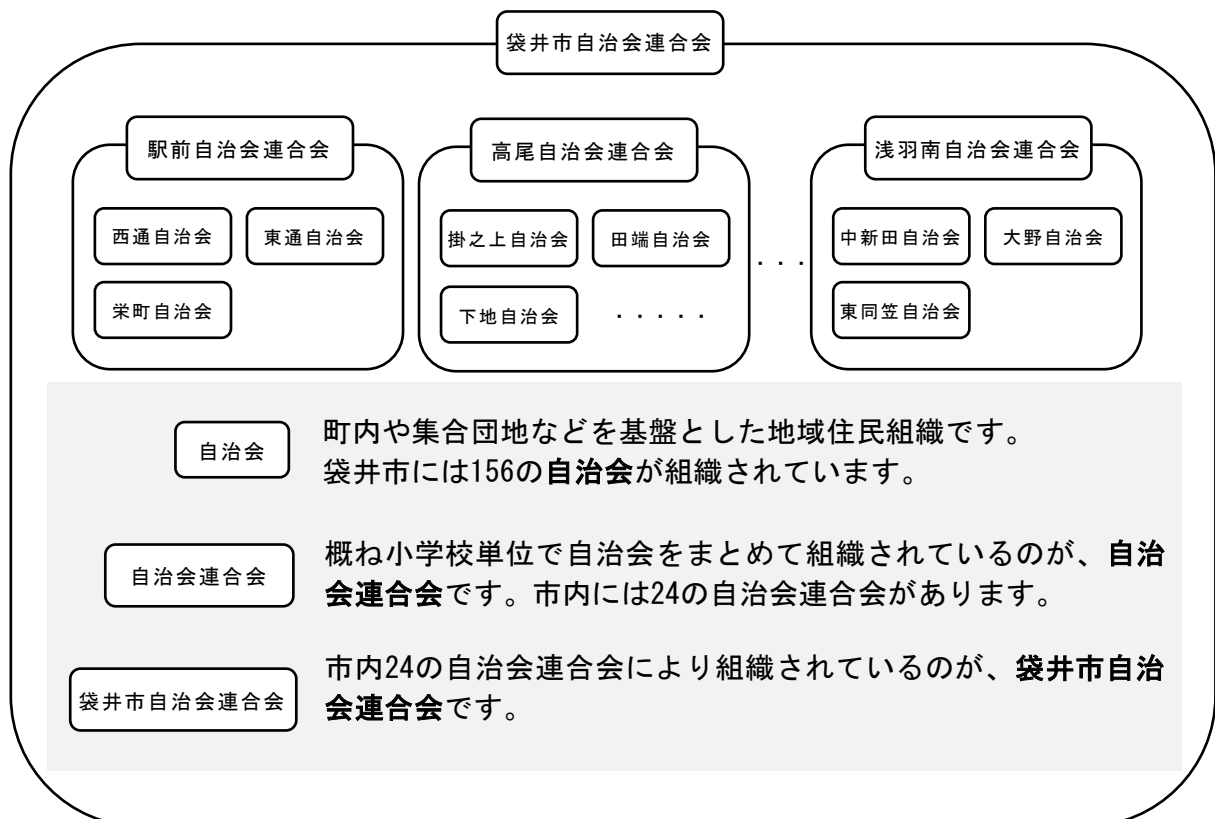
役員の選出方法には、選挙、推薦、抽選、輪番制など、様々な方法がありますが、地域の実情に合わせたものになるよう、工夫しましょう。

また、女性や若者が参加しやすい地域づくりを進めるため、会長や副会長、会計などの女性役員の登用を検討してみましょう。

なお、選出方法に関するアドバイスは、5ページをご覧ください。

## 1-4 袋井市の自治会組織

### (1) 組織図



## (2) 袋井市自治会連合会の活動

袋井市自治会連合会では、自治会連合会長会議を年8回開催し、行政と自治会との連携を図るとともに、自治会が抱える課題への対応や好事例の共有などを行っています。

また、他市町の自治会や関連施設の視察を通じて、取り組みや事例を参考にし、よりよい地域づくりにつなげています。

あわせて、自治会で使用する回覧板の作成・配布を行っています。

### 1-5 加入促進

自治会への加入は、個々の意思に基づくもので、任意に決めることができます。社会的基盤が整備されて今日では、無理に隣人との助け合いを持たなくても、大きな支障なく日常生活を送ることができると考えられる方もいらっしゃいます。

しかし、災害時や市民の高齢化により、個人や家庭の力だけでは解決することが難しいこともあります。

また、ごみ集積所の管理や環境美化、防犯対策など、「誰か」がやらなければならないことを「自治会」が行っていることも多々あります。自治会は、安心安全な暮らしを叶える「縁の下の力持ち」なのです。

この環境を維持し、より住みよいまちとするために、自治会について理解を深めていただいたうえで、より多くの人に自治会加入を促したいものです。

#### (1) 自治会に入ってもらおう！加入促進のヒント

そもそも市外や外国から来た方の中には、「自治会」という組織の概念や活動について、不慣れな方もいます。

また、自治会によって、世帯数や活動内容も大きく異なります。

そのため、「会費」や「活動」について、当然のものとして押し付けるのではなく、目的や根拠を丁寧に説明する必要があります。場合によっては、柔軟な見直しも検討してみましょう。

#### このような取り組みをしている自治会もあります

- ◆ ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、アパートの単身者などは、自治会費を減免している
- ◆ 入会金について、各家庭の事情を考慮し、分割や減免を可能としている

(2) ご活用ください！「自治会加入促進マニュアル」「加入促進チラシ」

① 自治会加入促進マニュアル



自治会への加入を呼びかける際の基本的な方法や自治会加入のメリット、よくある質問などをまとめた冊子です。

詳しくは、右下の二次元コードから読み取ってご覧ください。



② 自治会加入促進チラシ



市では、転入手続きを行った方に対して自治会加入を勧めるチラシを配付しています。(日本語・英語・ポルトガル語・中国語版があります。)

また、チラシを必要とする自治会へも配付していますので、協働まちづくり課 (☎44-3107) へお問い合わせください。



## 1-6 自治会運営の見直しと負担軽減

### こんな困りごとはありませんか？

#### ◆ 役員になってくれる人がいない…

核家族化、高齢化、定年延長などが影響し、輪番制での選出に限界を訴える声が増えてきた。

#### ◆ 役員の負担が大きい…

会議や現場立会い、情報伝達、行事の運営など、役員になると大変！そもそも、何をしてよいのか分からず不安…。

### 解決に向けたポイント！

#### ◆ これまでのやり方を見直してみましょう

「役員は男性がやるもの」「アパート住民や外国人住民は、自治会に関わらない」「女性部（婦人部）がある」「輪番制」など、どれも当たり前だと思っていないですか？

なんだかおかしいな。時代に合わないな…と感じたら、ぜひ住民同士で話し合い、規約から見直してみてもいいでしょうか？

#### ◆ 性別や国籍にとらわれない運営を心がけましょう

災害時には、女性や外国人も避難所に避難します。その方たちの意見も取り入れるために、まず平等に意見が出せる環境を整えましょう。

また、各種役員も、男性中心ではなく、女性や外国人からも選出される体制づくりをしてみましょう。

国内では、18,000人以上の女性自治会長が活躍しています！



#### ◆ 子どもや若者も参加しやすい工夫を取り入れましょう

子どもや若者に、自治会のことを知ってもらうことも大切です。子どもや若者にも活動に参加してもらうことで、地域愛を育むとともに、ひいては将来の自治会の担い手育成につながります。

#### ◆ デジタル技術を活用しましょう

社会のデジタル化が進む中、自治会などの地域活動においてもデジタル技術の活用が注目されています。情報共有の効率化に加え、役員負担の軽減やなり手不足の解消にもつながるため、無理のない範囲から少しずつ取り組んでみましょう。

## LINEオープンチャットを情報共有に活用してみませんか？

### (1) オープンチャットとは

LINEオープンチャットは、友だち追加をせずにやりとりができるサービスです。グループトークと異なり、個人アカウントが表示されないため、プライバシーに配慮しながら自治会情報を共有できます。また、複数人へ一斉に情報を伝えられるため、地域でのスムーズな情報共有に適しています。

### (2) オープンチャットでできること

#### ① 電子回覧板・連絡網機能

ア 文書や写真を送ることで、いつでもどこでも回覧内容を確認できます。

イ 草刈りの中止や訃報など、急なお知らせを一斉に案内できます。

#### ② アンケート機能

ア 会議や行事などの日程調整、メンバーへのアンケートを行うことができます。

イ 災害時の安否確認などにも活用できます。

#### ③ カレンダー共有機能

ア いつでも更新・閲覧ができる予定表として活用できます。

イ 会合や行事などの出欠確認、公会堂の予約管理に使用できます。

YouTube

【公式】LINEオープンチャットのはじめかた  
二次元コードを読み取ってご覧ください。



### オープンチャットを活用している自治会の声



電話連絡網の廃止を目的に導入し、今後は会員全員への情報共有に活用していく予定です。一斉連絡や日程調整が簡単になり、連絡や管理の負担軽減につながることを期待しています。(太田東自治会)

紙資料の用意や配付に手間が省け、経費削減にもつながっています。自治会内の課題などの共有にも便利です。役員用と自治会員向けで使い分けており、資料への質問もしやすいです。(サンズテラス久能自治会)



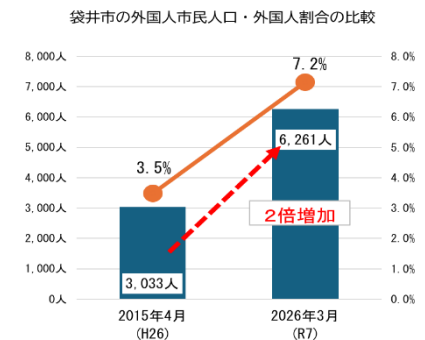
## 1-7 外国人市民との共生（多文化共生）

本市に住む外国人は、この10年間で2倍（令和8年3月現在6,261人）に増加し、今後も外国人市民の増加・多国籍化・定住化が見込まれることから、彼らを地域社会の構成員として捉え、共生していくことが大切です。

外国人市民は、母国に自治会にあたる組織がないため、自治会に自ら加入する習慣になじみがない場合があります。

また、言葉や文化の違いからトラブルにつながることも考えられます。

外国人住民と「同じ地域の仲間（生活者）」として共に安心して暮らしていくためにも、まずはあいさつから始めましょう。



### 外国人住民と円滑なコミュニケーションを築くためのツールを紹介

#### (1) 「多文化共生相談窓口」を利用しましょう

外国人からの相談をはじめ、外国人に関する様々な相談について、袋井国際交流協会が多文化共生に関する相談窓口となっています。

また、日本人からの相談にも対応しており、ポルトガル語・ベトナム語・英語・スペイン語・中国語・フィリピン語などに対応できる外国人相談員がいます。

袋井国際交流協会（袋井市新屋一丁目1番地の15）

電話 43-8070 FAX 43-8068 メール [fifa25-a@office.tnc.ne.jp](mailto:fifa25-a@office.tnc.ne.jp)

外国人相談窓口開設日 ※日曜日と祝日はお休みです 令和8年4月1日現在

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
ポルトガル語	13:30~16:00		—	13:30~16:00		9:00~11:30 (第1・第3のみ)
ベトナム語	—	12:00~16:00	—	—	—	9:00~11:30
英語	9:00~16:00					9:00~11:30
スペイン語	9:30~16:00					—
中国語、マレー語	9:00~12:00	—	9:00~16:00	—	13:00~16:00	—
フィリピン語	—	—	—	—	—	9:00~11:30

#### (2) 「やさしい日本語」を使いましょう

「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。外国人には「やさしい日本語」が伝わりやすいです。

外国人だけではなく、小さな子どもや高齢者、障がいがある人など、多くの人とのコミュニケーションにつながります。

また、文書などの書き言葉では、漢字にふりがなをつけましょう。

「やさしい日本語」のポイント！

はっきり言う  
さいごまで言う  
みじかく言う

- ☺ 難しい敬語は使いません  
どちらの国からいらっしゃったの？ → 国はどこですか？
- ☺ 標準語にします  
今日はえらかったやあ → 今日は疲れましたね
- ☺ 期限などは明確に伝えます  
なるべく早めに教えて → 明日までに教えてください
- ☺ 簡単な言葉に言い換えます  
直ちに避難してください → 早く逃げてください
- ☺ 漢語を和語にします  
土足厳禁 → 靴を脱いてください



(3) スマートフォンの翻訳ツールを活用しましょう

① 32言語に対応！VoiceTra（ボイストラ）

多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra」を使うと、手軽にコミュニケーションを取ることができます。

ダウンロードはこちらから



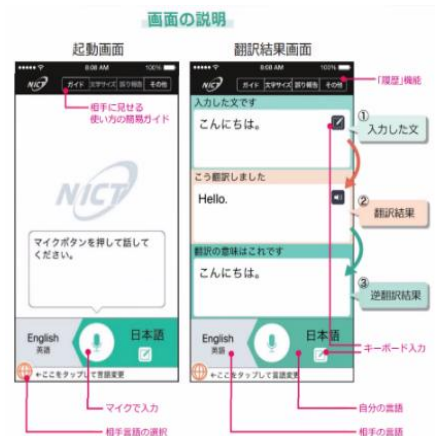
App Store  
からダウンロード





Google Play  
で手に入れよう





② インターネットの無料翻訳サイト（DeepL翻訳、Google翻訳など）

自治会で作成した文書を多言語化することができます。誤訳を少なくするために、原文は「やさしい日本語」にしてから翻訳すると効果的です。

## 1-8 認可地縁団体（自治会の法人化）

認可地縁団体とは、自治会などの「地縁による団体」が市長の認可を受けて法人格を取得した団体のことです。本来、不動産などの資産を自治会名義で所有することはできませんが、法人格を取得することにより不動産などを認可地縁団体名義で所有し、登記などができるようになります。

認可を受けるためには、団体としてある一定の要件を満たしていなければならず、規約の見直しや構成員の名簿などの提出が必要となるため、相当の準備期間が必要となります。

また、認可地縁団体となった後は、自治会の代表者や規約などに変更が生じた場合、市への所定の届出・申請が必要となります。

申請の手続きなどの相談については、協働まちづくり課（☎44-3107）へご連絡ください。

### 認可地縁団体になると

#### ◆ 自治会の名義で不動産登記ができます

名義変更手続きや相続における問題などの発生が未然に防げるため、安定した運営ができます。

#### ◆ 社会的信用が高まります

様々な契約や取引などの法律行為が法人名義で行うことができます。

#### 一方で…

#### ◆ 規約に定める範囲内で義務を負います

総会の開催、役員を選出など、法律や規約に基づいて自治会を運営していくこととなり、その手続きが以前と比べて少し複雑になります。

#### ◆ 告示事項に変更があった場合は届出が必要です

団体の名称、区域、事務所の所在地、代表者の氏名・住所などを市長が告示します。その後、告示事項に変更が生じた場合は、団体の代表者が遅滞なく届け出ることとされています。

## 1-9 個人情報の取扱い

### (1) 活動に不可欠な個人情報

自治会が活動していくためには、加入世帯の名簿や役員の連絡先、催しの参加者情報など、ある程度の個人情報★を持つことになります。

このため、個人情報の正しい取扱いを知っておきましょう。

★ 個人情報とは、氏名、住所、電話番号、生年月日、年齢、勤務先、顔が判別できる写真など、個人が認識できる情報のこと。

### (2) 住民の信頼に応える取扱いを

個人情報は、悪意のある人の手に渡ると、悪用され、住民の利益が侵害されかねません。

また、個人情報が、自治会を通じて周囲に漏れてしまったりすると、取り返しがつきません。家庭の事情などのプライバシーについても同様です。住民の大切な個人情報の管理を任されているという認識を持ち、次の点に注意した取扱いを行ってください。

#### 個人情報を取扱う時の注意点

##### ◆ 利用目的をはっきりさせよう

個人情報を集めるときは、必要最小限の情報とし、定めた利用目的以外には使用しないようにしましょう。

##### ◆ 本人の同意を得よう

個人情報の利用目的について、あらかじめ本人の同意を得ましょう。趣旨を十分に説明し、同意が得られない場合は名簿に載せないなどの対応が必要です。

また、写真などは、撮影時に「広報誌に載せる」などの説明を行い、了解を得ておけば安心です。

##### ◆ 必要な人だけが持とう

だれでも、自分の情報が多数の人の目に触れるのは嫌なものです。

また、情報を持つ人が多くなれば、管理も難しくなります。名簿などの個人情報が書かれたものは、必要な人だけが持つようにしましょう。

##### ◆ 人に渡さないようにしよう

本人の同意なしに個人情報を必要な人以外に渡してはいけません。電話番号なども、人に教える前に、教えてもよいかどうかを本人に確認することが必要です。

(3) **ご活用ください！「自治会向け個人情報取扱いの手引き」**



「自治会向け個人情報取扱いの手引き」は、市から提供可能な個人情報、自治会での個人情報の取扱いなどをまとめた冊子です。

手引きは、右の二次元コードからダウンロードが可能です。



## 1-10 自治会長などの位置づけ（身分）と選挙活動

自治会長及び自治会連合会長は、**有償ボランティアの私人**（地域の代表者、一市民）として位置づけられています。そのため、「公職選挙法における公職者」にはあらず、自治会長、自治会連合会長が行う政治活動や選挙活動については、公職選挙法では制限されていません。（以前は非常勤公務員であったため、一定の制限がありました。）

また、自治会及び自治会連合会が特定の政治家などを支援することも禁止されていません。

しかし、**認可地縁団体**（法人化している自治会）については、地方自治法第260条の2において、**特定の政党のために利用してはならない**と規定されていますので、注意が必要です。

### (1) 政治家からの寄付禁止

選挙の有無に関わらず、政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が選挙区内の人や組織へ、お金や物を送ることは法律で禁止されています。

また、有権者が寄付を求めることも禁止されています。

例えば、このような行為が寄付禁止の対象になります

- ・ 祭典やイベントへの寄付・寸志、飲食物などの差し入れ
- ・ お中元、お歳暮



### (2) 政治家の関係会社・団体からの寄付禁止

政治家が役職員・構成員である会社や団体が、政治家の名前を表示して行う寄付や政治家の名前などを冠した会社・団体がその選挙に関して行う寄付も政治家の寄付同様に禁止されています。

『時候のあいさつ』などにも制限があります

公職選挙法第147条の2の規定により、政治家が選挙区内にある者に年賀状や暑中見舞いなど時候のあいさつを出してはならないとされています。（返礼のための自筆によるものは除く）

### (3) 問い合わせ先

#### ① 自治会長などの位置づけ（身分）に関すること

協働まちづくり課コミュニティ推進係

☎44-3107    ✉shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

#### ② 選挙活動に関すること

袋井市選挙管理委員会（総務課行政係）

☎44-3100    ✉soumu@city.fukuroi.shizuoka.jp

## 1-11 自主防災隊・自主連合防災隊

自主（連合）防災隊は、災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組むための組織です。

防災訓練の実施、避難経路の確認や確保、備蓄、避難所運営などを行います。

また、個人や家庭だけで対策を講じる自助には限界がありますので、近所の人たちが協力し、迅速な対応や自助の呼びかけ（共助）により、被害を最小限に抑えるための防災対策を講じることが自主（連合）防災隊に求められます。

### (1) 組織体制

#### ① 自主防災隊

市内には、概ね自治会ごとに組織された153の自主防災隊があります。

自主防災隊は、組織を取りまとめる自主防災隊長をおき、そのもとに防災委員、役割別の活動班で組織しています。

なお、一般的には、次のような班編成が考えられます。訓練などを通じて必要な見直しを行いながら、地域の実情に応じた組織を考えることもポイントになります。

自主 防 災 隊 長	防 災 委 員	消火班	火災予防、出火防止対策、初期消火活動、火災警戒 など
		救出・救助班	救出用資機材の調達・整備、救出・救助活動 など
		情報班	情報などの収集伝達、デマ防止、市への被害などの報告など
		避難誘導班	避難の呼びかけ、避難人員の点呼、避難誘導 など
		生活班	炊き出し、物資の配分、避難所生活の調整 など
		救護衛生班	応急救護、重傷者の搬送、防疫の協力、し尿対策 など
		要配慮者支援班	要配慮者の避難の呼びかけ、人員点呼、避難誘導 など

#### ② 自主連合防災隊

市内には、自治会連合会ごとに自主防災隊をまとめた自主連合防災隊があります。

自主連合防災隊は、自主連合防災隊長、地域防災指導員及び必要に応じて各自主防災隊から選出された隊員で組織し、地区内の自主防災隊の取りまとめなどを行い、市災害対策支部と連携して、地区内の災害対応にあたります。

### (2) 自主防災隊の役割

#### ① 平常時

地域内の安全点検、防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを推進します。

#### ② 災害時

安否確認や初期消火、救出・救助活動、情報収集・伝達、避難誘導や避難所の運営など、地区内の災害対応を実施します。

### (3) 大規模災害発生時における自主防災隊の対応

#### ① 参集基準

- ア 市内で、震度4以上の地震を観測したとき
  - イ 袋井市災害対策本部及び各支部が開設された場合
  - ウ 市全域にわたって大きな災害が発生、もしくは発生の恐れのあるとき、または全域でなくても被害が特に甚大と予測されるとき
- ※ ア～ウの情報は、メローねっと及び同報無線でお知らせします。

#### ② 役割

- ア 自主防災隊災害対策本部の設置
- イ 住民の安否確認
- ウ 初期消火、救出・救助活動
- エ 災害時要配慮者の避難支援
- オ 管内の被害情報の収集及び把握
- カ 自主連合防災隊長または市災害対策本部の支部へ被害を報告

詳しくは、  
二次元コードを  
読み取って  
ご覧ください。

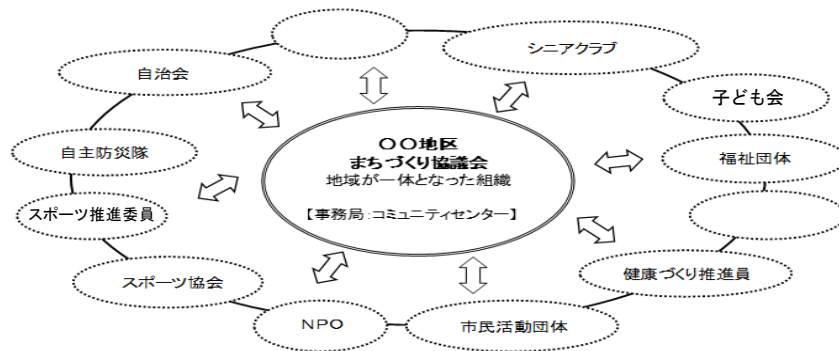


## 1-12 まちづくり協議会

平成30年4月1日、公民館（生涯学習の拠点）からコミュニティセンター（地域づくり・まちづくりの拠点）への移行に伴い、各地域において地域で暮らす人たちが、安心安全でいきいきとしたまちをつくるため、自治会をはじめ地域内の各種団体や市民活動団体、事業所など、組織や活動の枠組みを超えて地域づくりに取り組む**まちづくり協議会**を設立し、コミュニティセンターを拠点に、様々な活動を展開しています。

### (1) 構成

まちづくり協議会では、共に助け合う**共助**視点を持ち、地域に住む一人ひとりや団体が、お互いに連携・協力しながら、参加・活動していくことで、それぞれの地域の特色を活かした「地域づくり・まちづくり」が行えるようになります。



### (2) 活動

まちづくり協議会を構成する人たちが、自由で柔軟な発想により地域の実情にあった健康づくり、福祉、子育て、防犯などの活動を行います。

また、日常生活での困りごとや心配ごとなど、**地域の課題**を解決する活動を継続的に行うことで、地域力が向上し、コミュニティが充実・強化され、これまで以上に暮らしやすい地域づくりを目指します。



高齢者 e スポーツ支援（浅羽西地区）



防災活動（袋井東地区）

袋井市のコミュニティセンター

# LINE 公式アカウント 友だち募集中

『QRコード』を読み込んで友だち追加！



**袋井東**

Q ID 検索

@fukuroihigashi



**袋井西**

Q ID 検索

@fukuroinishi



**袋井南**

Q ID 検索

@fukuroiminami



**豊沢**

Q ID 検索

@toyosawa



**袋井北**

Q ID 検索

@fukuroikita



**今井**

Q ID 検索

@f-imai



**三川**

Q ID 検索

@mitsukawa



**笠原**

Q ID 検索

@kasahara



**山名**

Q ID 検索

@yamana



**高南**

Q ID 検索

@kounan-comicen



**浅羽東**

Q ID 検索

@asabahigashi



**浅羽西**

Q ID 検索

@asabanishi



**幸浦**

Q ID 検索

@sachiura



**浅羽北**

Q ID 検索

@asabakita



コミュニティセンターでは、地域の取組を地域住民の方に知っていただくため、LINE公式アカウントを利用した情報発信を行っています。ぜひ自分の地区の友だち登録をお願いします。

袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室

☎0538-44-3107

✉shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp